

EITF Snapshot

注:本資料は Deloitte & Touche LLP が作成し、有限責任監査法人トーマツが翻訳したものです。
この日本語版については有限責任監査法人トーマツにお問合せください。
この日本語版は、読者のご理解の参考までに作成したものであり、英語版ニュースレターの補助的なものです。あくまで英語版が(正)となります旨、ご了承下さい。

クリス・クライダーマン、エイドリアン・ミルズ、ボブ・ウール

デロイト&トウシュ LLP

目次

- EITF 14-A 「マスター・リミテッド・パートナーシップのドロップダウン取引が過去のユニット当たり利益に与える影響」
- EITF 14-B 「1株(またはその同等物)当たり純資産価値を算定する特定の事業体における投資の開示」
- EITF 15-A 「ノーダル・エネルギー市場における一定の電力契約に対する通常の売買取引の適用範囲除外の適用」
- EITF 15-B 「プリペイド・ストアードバリューカードのプレケージの認識」
- EITF 15-C 「従業員給付制度の簡素化」
- 事務的事項

今回の EITF Snapshot は、2015年3月19日に開催された発生問題専門委員会(EITF、以下「専門委員会」)の会合を要約したものである。専門委員会の当初の合意(「公開のための合意(consensus-for-exposure)」)は米国財務会計基準審議会(FASB)の承認後、一般コメントの募集のために公開される。専門委員会はコメント期間終了後、寄せられたコメントを検討し、最終合意に達するために、予定されている会合で問題点を再審議する。これらの最終合意はその後、最終承認を得るため FASB に提出され、最終的に会計基準アップデート(ASU)として発行される。

FASB は、専門委員会による 2015年3月の合意の承認について 2015年4月7日の会合で検討する予定である。この後、FASB による承認プロセスの結果を含む、専門委員会の公式議事録はデロイトの [Technical Library](#) および [FASB のウェブサイト](#) に掲載される(専門委員会の公式議事録には、本発行物と異なる詳細が記載されている可能性があることに注意)。EITF Issue の要約(会合前に公表され、議論の枠組みとして用いられる)もこれらのサイトで参照できる。

EITF 14-A 「マスター・リミテッド・パートナーシップのドロップダウン取引が過去のユニット当たり利益に与える影響」

現状:最終合意

対象:ドロップダウン取引に関与するマスター・リミテッド・パートナーシップ(MLP)

背景:MLP はエネルギー業界および不動産業界で用いられる一般的な形態である。MLP にはしばしば、パートナーシップ契約に定められた契約上の権利に基づいて利益分配に参加する、異なるクラスの持分ユニット(例えば、ゼネラル・パートナー(GP)ユニット、リミテッド・パートナー(LP)ユニット、インセンティブ配分権)が存在する。そのため、MLP は、ユニット当たり利益(EPU)の算定のために ASC 260¹の2クラス法を適用しなければならない。MLP はまた、MLP の GP が資産を MLP に譲渡し、それと交換に MLP に対するパートナーシップ持分の増加もしくは現金(またはその両方)を得るドロップダウン取引を一般的に行う。この EITF に関して、GP はドロップダウン取引の前後で MLP の支配権を保持することが前提とされている。

特定のケースにおいて、ドロップダウン取引で GP から MLP に譲渡される資産が事業の定義を充足していることがある。かかる状況においては、そのドロップダウン取引は、ASC 805 に従い共通支配下での事業体の再編として会計処理される。すなわち MLP は、「あたかも純資産の譲渡が…その期の期首に発生したかのように、[ドロップダウン取引]が行われた期について営業成績を報告するとともに、…比較情報を提供するために、過年度について表示された財務諸表および財務情報も遡及的に修正すべきである」。

ASC 260 は、MLP の当初設立後に発生し、共通支配下における事業体の再編として会計処理されるドロップダウン取引が、MLP による過去の EPU の表示にどのように影響するかを扱っていない。その結果、2つの一般的なアプローチが確立されてきた。

1. 「あたかも、ドロップダウン取引日までの譲渡対象取引の純利益(損失)に対する GP、LP および[その他の参加持分]の権利が、ドロップダウン取引発生後における各々の契約上の権利と整合するかのように、当該純利益(損失)を各々に配分することにより」、過去の EPU を修正再表示する。

¹ FASB 会計基準コーディフィケーション(ASC)の表題については、デロイトの「[FASB 会計基準コーディフィケーションのトピックおよびサブトピックの表題](#)」を参照。

2. 「あたかも、GP のみが、ドロップダウン取引日までの譲渡対象取引の純利益(損失)に対する権利を有するかのよう、当該純利益(損失)の全部を GP に」配分する。「この選択肢の下では、過去に報告された[LP の]EPU に対する遡及的修正は行われぬ」

専門委員会は 2014 年 9 月の会合で、上記の第 2 のアプローチと一致する公開のための合意に達した。FASB は 2014 年 10 月 30 日、この公開のための合意に基づいて ASU 案²を公表した。この提案に対するコメントは 2015 年 1 月 15 日に締め切られた。

要約: 今回の会合で、専門委員会は公開のための合意を再確認し、「ドロップダウン取引日までの譲渡対象純資産の利益(損失)はすべて、ゼネラル・パートナーの持分に配分されなければならない」という最終合意に達した。さらに、MLP は、「譲渡対象純資産の利益(損失)に対する権利が、[EPU]算定の目的上、ドロップダウン取引の発生前と発生後でどのように異なるか」を開示することになる。

発効日および移行: 公開会社については、この最終合意は 2015 年 12 月 16 日以降に開始する会計年度に対して発効し、当該会計年度中の期中期間もそこに含まれる。早期適用は認められる。報告事業体はこの最終合意を遡及的に適用する。

次のステップ: FASB は 2015 年 4 月 7 日の会合にて承認する見通しであり、その後、最終 ASU が発行される。

EITF 14-B 「1 株(またはその同等物)当たり純資産価値を算定する特定の事業体における投資の開示」

現状: 最終合意

対象: ASC 820 における純資産価値 (NAV) の実務的簡便法 (practical expedient)³ を用いて投資の公正価値を測定する事業体

背景: ASC 820 の下では、特定の種類の投資が ASC 820-10-15-4 および 15-5 における適用対象の要求を充足する場合、報告事業体はそれらの投資を NAV で測定することを選択できる。NAV の実務的簡便法が選択された場合、報告事業体は、測定日またはその前後に投資を NAV で償還する自らの能力に応じて、それらの投資を公正価値のヒエラルキーのレベル 2 またはレベル 3 として分類しなければならない。事業体が測定日に投資を NAV で償還できる場合、その投資はレベル 2 として分類される。事業体が投資を NAV で償還することが全くできない場合、その投資はレベル 3 として分類される。投資を NAV で償還できるものの、測定日には償還できない場合、事業体は、「短期間で」その投資を NAV で償還する能力を有するか否かを決定しなければならない。ASC 820 は「短期間」という用語を定義していないため、その解釈に関して実務における差異が生じるようになった。

専門委員会は 2014 年 9 月の会合で、事業体は今後、実務的簡便法を使用することにより、NAV で測定される公正価値投資を公正価値のヒエラルキーに従って分類する必要はない、という公開のための合意に達した。FASB は 2014 年 10 月 30 日、この公開のための合意に基づいて ASU 案⁴を公表した。この提案に対するコメントは 2015 年 1 月 15 日に締め切られた。

要約: 今回の会合で、専門委員会は、公正価値を NAV で測定するために実務的簡便法が使用される投資は、公正価値のヒエラルキーから除外されるという公開のための合意を再確認した。その代わりに、事業体は、それらの投資を調整項目に含めることにより、開示における投資の公正価値の総額が貸借対照表の金額と一致させることを要求される。さらに、この最終合意に基づき、事業体は、公正価値の算定のために NAV の実務的簡便法を使用することを選択した投資についてのみ、ASC 820-10-50-6A の開示を提供することを要求される。

² FASB の会計基準アップデート案「マスター・リミテッド・パートナーシップのドロップダウン取引が過去のユニット当たり利益に与える影響」－ FASB の発生問題専門委員会の合意

³ NAV の実務的簡便法は ASC 820-10-35-59 から 35-62 において定められている。

⁴ FASB の会計基準アップデート案「1 株(またはその同等物)当たり純資産価値を算定する特定の事業体における投資の開示」－ FASB の発生問題専門委員会の合意

最終合意は、以上のことに伴う、ASC 230 および ASC 715 に対する次の修正も含んでいる。

- ASC 230-10-15-4(c)(2)⁵は、事業体が、NAV によって公正価値を測定する実務的簡便法を使用することを選択した投資のうち、短期間内のいかなる時点でも償還可能なものを含むように修正される。したがって、投資会社は、ASC 230-10-15-4(c)の他の条件を充足し、かつ投資のほぼ全部が、(1)公正価値のヒエラルキーのレベル 1 かレベル 2 に該当する、または(2)NAV の実務的簡便法を使用して測定され、短期間内のいかなる時点でも償還可能である場合、キャッシュフロー計算書の提供を免除される。
- スポンサーが従業員給付制度の資産を開示する際、公正価値のヒエラルキー表から、事業体が NAV によって公正価値を測定する実務的簡便法を選択した投資を除外するように、ASC 715-20-50-1(d)(iv)および ASC 715-20-50-5(c)(iv)が修正される。専門委員会は、ASC 820-10-50-6A の開示要求を ASC 715 に含めないことを決定した。

発効日および移行: 公開会社については、この最終合意は 2015 年 12 月 16 日以降に開始する会計年度に対して発効し、当該会計年度中の期中期間もそこに含まれる。非公開会社については、発効日が 1 年繰り延べられる。早期適用は認められる。報告事業体はこの最終合意を遡及的に適用する。

次のステップ: FASB は 2015 年 4 月 7 日の会合にて承認する見通しであり、その後、最終 ASU が発行される。

EITF 15-A 「ノーダル・エネルギー市場における一定の電力契約に対する通常の売買取引の適用範囲除外の適用」

現状: 公開のための合意

対象: ノーダル・エネルギー市場内で電力を引き渡す事業体

背景: デリバティブは公正価値で測定され、公正価値の変動は純利益に計上される。ASC 815 は、本来デリバティブの定義を充足する契約に係る一定の適用範囲除外を含む、通常の売買取引(normal purchases and normal sales: NPNS)の適用範囲除外を含んでいる⁶。

「ノーダル(nodal)エネルギー市場」という用語は、地域の独立系統運用機関(ISO)によって管理される、相互接続された卸売エネルギー送電網を指す。ISO は、自身が設定した市場価格⁷に基づいて電力が引き渡され、取り出される送電網内の様々な「ノード(node)」を運用する。ノード間(引渡点と取出点間)の価格差は、地域の地点別限界価格(locational marginal pricing: LMP)料金に対応する。電力がノーダル市場に引き渡されると、ISO はその電力の「瞬間的所有権(flash title)」を取得し、そのノードの市場価格に基づいて LMP 料金を取引相手に課す。こうした取引過程の具体例を以下に示す。

具体例

ある公益事業会社が、5 年間にわたり毎日 10,000 メガワットの引き渡しを受ける先渡購入契約を発電会社と締結する。発電会社は毎日、地点 Y で電力を公益事業会社に引き渡す。

公益事業会社は、顧客に電力を引き渡せるようにするために地点 Z で電力を必要としている。公益事業会社は、地点 Y において 1 メガワット当たり 45 ドルで ISO に電力を売却し、ISO はその瞬間的所有権を取得する。同時に、公益事業会社は、顧客に電力を引き渡せるようにするために、地点 Z において 1 メガワット当たり 46 ドルで ISO から電力を購入し、1 メガワット当たり 1 ドルの LMP 料金を負担する。

⁵ ASC 230-10-15-4 は、特定の条件が充足された場合、キャッシュフロー計算書の提示の要求の適用範囲から除外されることを定めている。
⁶ 取引に NPNS の除外規定が適用されるためには、(1)当該契約条件は通常の売買取引の条件に一致し、(2)価格は明確かつ密接に原資産と関連しており、かつ(3)契約開始時点および契約期間を通して現物決済の可能性が高くなければならない。
⁷ 市場価格は、「物理的な供給、需要および混雑状態を含めた、利用可能な送電能力の経済的影響」に基づいて決定される。

専門委員会に提起された論点は、発電会社からの先渡購入および ISO への売却が契約の差金決済に相当するか否かということである。差金決済に相当する場合、MPNS の適用範囲除外では現物決済の可能性が高いことを要求されるため、この取引は当該除外規定の条件を充足しないことになる。

要約: 今回の会合で、専門委員会は、電力の先渡購入または売却は MPNS の適用範囲除外に定められる現物引渡しの要求を充足すると決定した。それは、かかる取引では、ISO によって運用されるノーダル・エネルギー市場を通じて電力の現物引渡しが行われなければならない、事業者は LMP 料金に基づく送電コストを負担するためである。専門委員会は、かかる取引の実質は、事業者による顧客への電力の現物引渡しであると述べた。

発効日および移行: 事業者は、条件を充足する一切の新規または既存契約について、将来的にこのガイダンスを採用することを要求される。事業者は、既存デリバティブについて NPNS の除外を選択した場合、その後はデリバティブの時価評価を行わず、指定時におけるその帳簿価額が公正価値となる。専門委員会は今後の会合で発効日について議論する予定である。

次のステップ: FASB は 2015 年 4 月 7 日の会合にて承認する見通しであり、その後、一般コメントの募集のために ASU 案が公表される。

EITF 15-B 「プリペイド・ストアード・バリューカードのブレカージの認識」

現状: 公開のための合意

対象: (1) 第三者によって提供される商品およびサービスのみを購入できる、または現金償還のオプションを含む、ならびに(2)無主物復帰法 (escheatment law) の対象とならないプリペイド・ストアード・バリューカード (stored-value card) を提供している事業者

背景: 事業者 (通常は金融機関) は、第三者によって提供される商品およびサービスのみを購入できるプリペイド・ストアード・バリューカードを提供している。これらのカードは前払または後払手数料がなく、有効期間もない。このプリペイド・カードは、特定の会社、無関連会社のグループ、または特定のカード・ネットワーク内で業務を行う任意の会社で使用できる。このプリペイド・ストアード・バリューカードを発行した事業者は、発行時点でカード保有者に対する負債を計上する。消費者がそのカードを使用して第三者から商品およびサービスを購入すると、発行者は、カード保有者に対する負債を減額して、当該第三者に対する負債を設定する。カード発行者は、現金により直接、当該第三者との間でこの債務を決済する。カード保有者は、様々な理由でカードの前払い価値の全部または一部を使用しないことがある。これは一般に「ブレカージ (breakage)」と呼ばれる。

ブレカージの結果、事業者がどの時点でカード保有者に対する負債の認識を中止できるかについては見解が分かれている。一部の事業者はプリペイド・ストアードバリューカードを、ASC 405-20-40-1 に従って認識を中止すべき金融負債と捉えている。そこに定められた要求事項に従った場合、事業者は総じてブレカージを会計処理できない。他の事業者は、顧客が権利を行使する可能性が低く (remote) なった時点で負債の認識を中止してきた。専門委員会に提起された論点は、プリペイド・ストアードバリューカードの全額が使用されない場合、事業者はブレカージを認識できるか否かということである。

要約: 今回の会合で、専門委員会は、カード発行者はカード保有者または第三者のいずれかに現金を支払ってカード保有者への債務を決済することを要求されることから、プリペイド・ストアードバリューカードは金融負債であると決定した。専門委員会は、公開のための合意の適用範囲には、(1) 第三者によって提供される商品およびサービスのみを購入できる、または現金償還のオプションを含む、ならびに(2)無主物復帰法の対象とならないカードが含まれるべきであると決定した。さらに、専門委員会は、事業者が公開のための合意の適用範囲に入るプリペイド・ストアード・バリューカードを有している場合、当該事業者が ASC 606⁸ のブレカージのガイダンスを適用するように ASC 405-20 を修正することを決定した。ブレカージの開示の要求もまた、ASC 606 の要求と一致させる。

⁸ ブレカージの適用に関するガイダンスについては、ASC 606-10-55-46 から 55-49 を参照のこと。

この公開のための合意に基づく提案については、プロジェクトの対象範囲に、上記と類似した他の契約（例えば、第三者が関与するロイヤリティ・プログラム）も含めるように拡大するべきか否かを関係者に問い合わせる予定である。

発効日および移行: 事業体は、修正遡及移行アプローチを採用し、採用した期間の期首時点における利益剰余金に対して累積的遡及修正を行うことを要求される。専門委員会は今後の会合で発効日について議論する予定である。

次のステップ: FASB は 2015 年 4 月 7 日の会合にて承認する見通しであり、その後、一般コメントの募集のために ASU 案が公表される。

EITF 15-C 「従業員給付制度の簡素化」

現状: 公開のための合意

対象: ASC 960、ASC 962 および ASC 965 の適用範囲に入る従業員給付制度

背景: 関係者は、従業員給付制度の会計処理および開示要求の限定的な修正に対する関心を表明してきた。それらの要請の中には、完全給付リスポンシブ投資契約 (fully benefit-responsive investment contract: FBRIC) の測定および制度資産に関わる一定の開示要求を含むものがある。

現行米国 GAAP の下では、FBRIC は契約価値で計上されるが、公正価値との間に差異がある場合は、制度の財務諸表上で、公正価値への調整 (reconcile) をしなければならない。関係者は、(1) それらの契約の公正価値の決定は高コストかつ困難であること、(2) 契約価値は、拠出者が受け取る金額であるため、公正価値よりも有用であること、および (3) 総じてレベル 3 の金融商品である FBRIC に関する ASC 820 の開示要求は、往々にして負担が重い上、有用でない場合があることをこれまで示唆してきた。関係者は、FBRIC を契約価値で測定すること、および契約価値を公正価値に調整する要求を廃止することを支持している。

さらに、関係者は、ASC 820 の要求を簡素化し、従業員給付制度の要求に整合させることを求める要望を表明してきた。具体的には、資産クラスの区分のレベル、制度資産に関する詳細、および制度資産の変動の表示に関連する以下の要求が問題にされている。

- ASC 820 の下では、制度資産は「資産の性質、特性およびリスク」に基づいて区分しなければならない。しかしながら、従業員給付制度の要求の下では、制度資産は規制上の報告に一致する仕方での一般的な種類（例えば、普通株式、社債、不動産など）別に区分される。拠出者の自己運用 (self-directed) 証券口座は、拠出者の原投資に基づいて一般的な種類別に区分されている。
- 事業体が、公正価値のヒエラルキーのレベル、公正価値の算定に使用される評価技法の種類、および一定のレベル 3 の投資に関する公正価値のロールフォワード表について開示する場合、ASC 820 の開示は投資クラスに基づいてなされる。従業員給付制度会計では、純資産の 5% 以上を占める個別投資は、個々に列挙しなければならない。
- ASC 820 は、レベル 3 の投資に関して、報告期間中の売却、購入および譲渡に加え、実現および未実現損益のロールフォワードを要求している。従業員給付制度の要求の下では、事業体はすべての制度資産について一般的な種類別に増価または減価の純額を開示しなければならない。

関係者はまた、制度資産の公正価値を決定するための代替的な測定日を選定する際に実務的簡便法を使用することを支持した。関係者は、従業員給付制度会計は従業員給付制度のスポンサーに関する ASU 案⁹に整合しているべきであると示唆した。

⁹ FASB の会計基準アップデート案「従業員の確定給付制度債務および制度資産の測定日に係る実務的簡便法」

要約: 今回の会合で、専門委員会は、FBRIC は契約価値で測定すべきことを決定し、(異なっている場合) 公正価値に合わせて契約価値を調整することを求める要求を廃止した。さらに、専門委員会は以下のことを決定した。

- 制度資産は、現行給付制度会計に一致する仕方では一般的な種類別に開示し、ASC 820 に従って区分する必要はない。拠出者の自己運用証券口座は、1 つの一般的な種類として開示する。さらに、制度資産は、財務諸表の本文または脚注のいずれかにおいて一般的な種類別に開示する。
- 事業体は、投資クラスに基づいて ASC 820 の開示を提供することを要求される。しかしながら、直接提出事業体 (direct filing entity)¹⁰ として様式 5500¹¹ を提出する事業体は、NAV で測定される投資の投資戦略を開示することを要求されない。純資産の 5% 以上を占める制度資産は個々に列挙されない。
- 制度資産に関して増価または減価の純額の開示を求める要求は廃止される。しかしながら、事業体は、ASC 820 に基づき、報告期間におけるレベル 3 の投資の売却、購入および譲渡に加え、実現および未実現損益に関するロールフォワードの開示を提供することを要求される。

さらに、専門委員会は、従業員給付制度が直近の月末日から会計年度末日までの期間に含まれる代替的な測定日を使用できることを決定した(この決定は、従業員給付制度のスポンサーに関する ASU 案に整合している)。しかしながら、専門委員会は、代替的な測定日と会計年度末日間における拠出、分配およびその他の重要な事象については、財務諸表内でこれを修正するのではなく開示することを決定した。

発効日および移行: 事業体は遡及的にこのガイダンスを採用することを要求される。専門委員会は今後の会合で発効日について議論する予定である。

次のステップ: FASB は 2015 年 4 月 7 日の会合にて承認する見通しであり、その後、一般コメントの募集のために ASU 案が公表される。

事務的事項

EITF の次回意思決定会合は暫定的に 2015 年 6 月 18 日に予定されている。専門委員会は、最近追加された EITF 15-D「現行ヘッジ会計の諸関係に対するデリバティブ契約の更改の効果」および EITF 15-E「負債性商品に組み込まれた条件付プットおよびコール・オプションの評価」について議論する可能性がある。

¹⁰ 直接提出事業体 (DFE) とは、従業員給付制度から投資を受け取り、DFE の原投資を開示するために監督当局に様式 5500 を提出することを要求される事業体をいう。

¹¹ 従業員給付制度は、ファンドの原投資を含め、従業員退職所得保障法に基づく年次報告の要求を充足するために様式 5500 を使用する。

登録

デロイトの Accounting Standards and Communications Group が発行する EITF Snapshot およびその他の会計に関する出版物を希望される方は、以下のウェブサイトにご登録ください。www.deloitte.com/us/subscriptions

財務責任者のための Dbriefs

Dbriefs へぜひご参加ください。Dbriefs はデロイトのウェブキャスト・シリーズで、重要な問題を常に把握しておくために必要な実務戦略を提供するものです。以下のトピックに関して「財務責任者」シリーズに提示されるウェブキャストの貴重なアイデアや重要な情報にアクセスしてください。

- 事業戦略および税務
- 企業価値の強化
- 財務報告
- 税務目的の財務報告
- ガバナンス、リスクおよびコンプライアンス
- テクノロジー
- 取引およびビジネス・イベント

Dbriefs は、CPE クレジット取得のための便利で柔軟な方法も提供します。次回のウェブキャストにつきましては、以下のウェブサイトをご覧のうえ、Dbriefs にご登録ください。www.deloitte.com/us/dbriefs

今後予定されている以下の Dbriefs ウェブキャストへの登録が可能です。下記のリンクより今すぐご登録ください。

- [EITF Roundup: 3月の会合のハイライト](#) (3月24日午後2時(東部標準時))

Technical Library と US GAAP Plus

デロイトはご登録いただいた方々を対象に、会計や財務開示に関する資料のオンライン・ライブラリーへのアクセスを提供しています。Technical Library: Deloitte Accounting Research Tool と呼ばれるこのライブラリーには、弊社の会計および SEC マニュアルならびにその他の会計および SEC の解釈指針のみならず、FASB、EITF、AICPA、PCAOB、IASB、SEC の資料などが含まれています。

営業日ごとに更新される Technical Library は使いやすくデザインされており、ナビゲーションシステムは強力な検索機能を備えているため、いつでも、どのコンピューターからでも瞬時に情報を入手することを可能にします。また、Technical Library 登録者には、ライブラリーへの最新の情報をハイライトした週報「Technically Speaking」をお送りします。登録やオンライン上のデモンストレーションなどの詳細については、デロイトのウェブサイト <http://www.deloitte.com/us/techlibrary> をご覧ください。

また、会計に関するニュース、情報、米国 GAAP に重点を置いた出版物を提供する無料のウェブサイト「US GAAP Plus」もご覧下さい。FASB の活動に関する記事や FASB 会計基準コーディフィケーション™ のアップデートのほか、PCAOB、AICPA、SEC、IASB、IFRS 解釈委員会などの他の米国内および国際的な基準設定機関と監督当局の動向を掲載しています。ぜひ、ご利用ください。

トーマツグループは日本におけるデロイトトウシュートマツ リミテッド(英国の法令に基づく保証有限責任会社)のメンバーファームおよびそれらの関係会社(有限責任監査法人トーマツ、デロイトトーマツ コンサルティング株式会社、デロイトトーマツ ファイナンシャルアドバイザリー株式会社および税理士法人トーマツを含む)の総称です。トーマツグループは日本で最大級のビジネスプロフェッショナルグループのひとつであり、各社がそれぞれの適用法令に従い、監査、税務、コンサルティング、ファイナンシャルアドバイザリー等を提供しています。また、国内約 40 都市に約 7,900 名の専門家(公認会計士、税理士、コンサルタントなど)を擁し、多国籍企業や主要な日本企業をクライアントとしています。詳細はトーマツグループ Web サイト(www.deloitte.com/jp)をご覧ください。

Deloitte(デロイト)は、監査、コンサルティング、ファイナンシャル アドバイザリーサービス、リスクマネジメント、税務およびこれらに関連するサービスを、さまざまな業種にわたる上場・非上場のクライアントに提供しています。全世界 150 を超える国・地域のメンバーファームのネットワークを通じ、デロイトは、高度に複合化されたビジネスに取り組むクライアントに向けて、深い洞察に基づき、世界最高水準の陣容をもって高品質なサービスを提供しています。デロイトの約 210,000 名を超える人材は、“standard of excellence”となることを目指しています。

Deloitte(デロイト)とは、英国の法令に基づく保証有限責任会社であるデロイトトウシュートマツ リミテッド(“DTTL”)ならびにそのネットワーク組織を構成するメンバーファームおよびその関係会社のひとつまたは複数指します。DTTL および各メンバーファームはそれぞれ法的に独立した別個の組織体です。DTTL(または“Deloitte Global”)はクライアントへのサービス提供を行いません。DTTL およびそのメンバーファームについての詳細は <http://www.deloitte.com/jp/about> をご覧ください。

本資料は皆様への情報提供として一般的な情報を掲載するのみであり、その性質上、特定の個人や事業体に具体的に適用される個別の事情に対応するものではありません。また、本資料の作成または発行後に、関連する制度その他の適用の前提となる状況について、変動を生じる可能性もあります。個別の事案に適用するためには、当該時点で有効とされる内容により結論等を異にする可能性があることをご留意いただき、本資料の記載のみに依拠して意思決定・行動をされることなく、適用に関する具体的事案をもとに適切な専門家にご相談ください。

© 2015. For information, contact Deloitte Touche Tohmatsu LLC.

Member of
Deloitte Touche Tohmatsu Limited